



# 山形県公報

令和2年6月30日(火)  
第117号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(長寿社会政策課) ……701
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……704

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……709
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……710
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法……………(道路保全課) ……711
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 指定管理者の名称の変更……………(教育庁) ……712

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………713
- 資金管理団体の届出事項の異動……………714
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……715

### 正 誤

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第55号

##### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和38年10月県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の3第1項及び第2項」を「第6条の2第1項及び第2項」に改める。

第7条中「同条第4項」を「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に

規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに法第15条第4項」に改める。

第10条中「又は」を「若しくは地方独立行政法人又は」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「又は痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に、「施設」を「施設、サービスの拠点」に、「(痴呆対応型老人共同生活援助事業)」を「(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業)」に、「入所定員」を「入所定員、登録定員」に、

「1 条例、定款その他の基本約款  
2 主な職員の氏名及び経歴  
3 その他の参考資料」を「1 届出者の登記事項証明書又は条例  
2 主な職員の氏名」に改める。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「その他主な職員の氏名及び経歴」を「の氏名」に、「老人短期入所事業」を「老人短期入所施設」に、

「1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類  
2 当該市町村の区域外に設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書」を

「3 市町村以外の者が設置しようとする場合にあつては、定款その他の基本約款」

「市町村以外の者が設置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

様式第7号

第 号  
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長 氏 名 印  
地方独立行政法人の名称及び代表者氏名

老 人 ホ ー ム 設 置 届

下記のとおり老人ホームを設置するので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要  
(建物の規模及び構造について詳細に記入するほか、配置図、平面図及び立面図を添付すること。)
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営の方針
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営についての重要事項に関する規程
  - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - (4) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日

備考（添付書類）

地方独立行政法人が設置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書

様式第8号

第 号  
年 月 日

山形県知事 殿

社会福祉法人の名称及び代表者氏名 印  
日本赤十字社 代表者氏名

老人ホーム設置認可申請書

老人ホームを下記のとおり設置したいので、認可くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要  
(建物の規模及び構造について詳細に記入するほか、配置図、平面図及び立面図を添付すること。)
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営の方針
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営についての重要事項に関する規程
  - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - (4) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日

備考（添付書類）

申請者の登記事項証明書

別記様式第9号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
 「市町村長 氏 名 印」を「市町村長 氏 名 印」に、  
 社会福祉法人 地方独立行政法人の名称及び代表者氏名 「設置主体」を  
 日本赤十字社代表 氏 名 印」 社会福祉法人の名称及び代表者氏名 に、  
 日本赤十字社 代表者氏名 」 経営主体」を

「設置者の名称  
 経営者の名称及び主たる事務所の所在地」に改める。

別記様式第10号中 「市町村長 氏 名 印」を「市町村長 氏 名 印」に、  
 社会福祉法人 地方独立行政法人の名称及び代表者氏名 に、  
 日本赤十字社代表 氏 名 印」 社会福祉法人の名称及び代表者氏名  
 日本赤十字社 代表者氏名 」

- 「2 土地又は建物に係る権利関係
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営方針 を 「2 建物の規模及び構造並びに設備の概要」に改める。
- 5 職員の定数及び職務の内容 3 施設の運営の方針」
- 6 事業開始予定年月日 」

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
 「市町村長 氏 名 印」を「市町村長 氏 名 印」に、「時期」を「年月日」に改める。  
 地方独立行政法人の名称及び代表者氏名 」

別記様式第12号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
 「社会福祉法人 社会福祉法人の名称及び代表者氏名 印」に、「現在入所中の者の措置状  
 日本赤十字社代表 氏 名 印」を 日本赤十字社 代表者氏名 」

況」を「現に入所している者に対する措置」に、「する時期」を「する年月日」に改める。

別記様式第13号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
「市町村長 氏 名 印」を「市町村長 氏 名 印」に改める。  
地方独立行政法人の名称及び代表者氏名

別記様式第14号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、  
「社会福祉法人 氏 名 印」を「社会福祉法人の名称及び代表者氏名 印」に改める。  
日本赤十字社代表 氏 名 印 日本赤十字社 代表者氏名

別記様式第16号中「住所経歴」を「住所、経歴」に改める。

別記様式第17号中「資産の状況」を「資産状況」に、「処遇方法」を「処遇の方法」に、「使用権限」を「使用の権限」に改める。

- 「(2) 土地又は建物に係る権利関係
- (3) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (4) 施設の運営方針
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 事業開始予定年月日

別記様式第18号中「位置」を「種類」に、

- 「(2) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- (3) 条例、定款その他の基本約款
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造
- (5) 事業開始の予定年月日
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

- 「3 施設の種類
- 4 事業開始年月日
- 5 設置主体
- 6 経営主体

別記様式第21号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

- 「3 事業開始年月日
- 4 設置者の名称
- 5 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 6 事業の種類及び内容
- 7 条例、定款その他の基本約款

別記様式第24号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「供与される便宜」を「供与をされる介護等」に、「その他厚生省令で定める」を「老人福祉法施行規則第20条の5各号に掲げる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表総合支庁長の項委任事項の欄第5項第1号イ中「第6条の3第1項第1号」を「第6条の2第1項第1号」に改め、同号ロ中「第6条の3第1項第2号」を「第6条の2第1項第2号」に改め、同号ハ中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改める。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2項に規定する書類については、別に定めるところにより、その添付を省略することができる。

第17条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する書類の提出部数は、正副3部とする。

別表第2中「全員」を「及びその部分を管理する者全員」に、

「	縮尺及び方位	を	「道路として指定を受けようとする部分の土地の登記事項証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）	」	に、「すみ切り」を「隅切り」
	地目				
	縮尺及び方位				
	地目				

に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号

道路の位置指定（変更、廃止）申請書

山形県知事 殿

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
(記名押印又は署名)  
(電話 番)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので申請します。(建築基準法施行細則第17条第4項の規定により私道を変更（廃止）したいので申請します。)

この申請及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	申請道路の位置の 地名及び地番			
2	申請の区分	(1) 指定	(2) 変更	(3) 廃止
3	変更又は廃止しよう とする道路の指定年 月日及び番号			
4	申請道路	(1) 幅員 メートル	(2) 延長 メートル	
5	申請道路境域内権利 関係者数	(1) 土地所有者	(2) 土地の利用に関する 権利者	(3) 建築物及び工作物の 権利者
		(名)	(名)	(名)
6	申請道路管理者数	(名)	※総合支庁 受付	
7	地籍図作成者の 住所及び氏名			
8	道路完成予定年月日	年 月 日		
9	変更（廃止）の理由	※市町村受付		
10	添付図			
※ 指 定 通 知 欄				

- (注) 1 2欄の(1)(2)(3)は、該当するものを○で囲んでください。  
 2 申請道路境域内権利関係者全員について、別紙1の承諾書を添付してください。  
 3 6欄には、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の数を記入してください。また、申請道路管理者全員について、別紙2の承諾書を添付してください。  
 4 ※印欄は、記入しないでください。

別紙1

道路位置指定（変更、廃止）承諾書

年 月 日

権利者 住所  
氏名

印

下記申請の道路について、添付図面のとおりに建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを承諾します。（下記申請の道路について、添付図面のとおりに建築基準法施行細則第17条第4項の規定による私道の変更（廃止）を承諾します。）

記

1	申請者の住所及び氏名		
2	申請道路の位置の地名及び地番		
3	申請道路	(1) 幅員	メートル
		(2) 延長	メートル
4	申請道路境域内権利関係		
	対象物	地名及び地番	地目
			権利の種類

- (注) 1 「対象物」欄には、土地又は建築物若しくは工作物の別を記入してください。  
2 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、賃借権その他の権利を記入してください。

別紙2

## 道路管理承諾書

年 月 日

管理者 住所

氏名

印

下記申請の道路について、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを承諾します。

## 記

1	申請者の住所及び氏名		
2	申請道路の位置の地名及び地番		
3	申請道路	(1) 幅員	メートル
		(2) 延長	メートル

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第17条第3項及び第4項並びに別記様式第12号の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定及び改正後の規則第17条第4項の規定による私道の変更又は廃止の申請について適用し、同日前にされた同号の規定による道路の位置の指定及びこの規則による改正前の建築基準法施行細則第17条第3項の規定による私道の変更又は廃止の申請については、なお従前の例による。



## 告 示

### 山形県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461番地	らせっと 米沢市万世町牛森4195番地 15号	就労継続支援（B型）	20名	令和 2. 6. 17

### 山形県告示第506号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.26%」を「年1.30%」に、「年0.86%」を「年0.75%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年12月18日から適用する。
- 令和元年12月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第507号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.26パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.06パーセント」を「年1.10パーセント」に、「年0.86パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年12月18日から適用する。
- 令和元年12月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第508号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	飯塚町、大字下樫沢、西原二丁目及び大字志戸田の各一部	令和2年3月2日から令和3年3月31日まで
	大字十文字、大字大森、大字青柳、飯塚町、横道、八日町、大字漆山、大字風間及び上柳の各一部	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
	大字上樫沢及び西原一丁目の各一部	令和2年5月28日から令和3年3月31日まで
米 沢 市	笹野本町、笹野町及び古志田町の各一部	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
鶴 岡 市	谷定の一部	同
酒 田 市	生石及び北俣の各一部	同
上 山 市	美咲町一丁目、美咲町二丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来四丁目、南町、石堂及び長清水一丁目の各一部	令和2年3月2日から令和3年3月31日まで
長 井 市	今泉及び河井の各一部	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
天 童 市	大字蔵増の一部	令和2年3月2日から令和3年3月31日まで
	大字藤内新田及び大字蔵増の各一部	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
高 畠 町	大字高畠の一部	令和2年1月16日から令和3年3月31日まで
	同	令和2年5月26日から令和3年3月31日まで
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月30日から同年7月14日まで縦覧に供する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目松山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町余目字矢口68番28地先から 同 70番1地先まで	旧	42.4メートル 15.1	65メートル
同 上	新	15.1メートル 13.5	同 上

山形県告示第510号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3	新庄市万場町6156番
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字関山字石原311番4
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1	東根市大字蟹沢字上縄目1821番5
一般県道勸進代舟場線	長井市成田1021番1	長井市舟場10番18
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番2	新庄市万場町6156番

2 指定する期日 令和2年6月30日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

山形県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第191号
- 2 指定の場所 東根市大字板垣新田字麓114番33の一部、114番37の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 106.17メートル
- 4 指定年月日 令和2年6月18日

**山形県告示第512号**

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）第3条第1項の規定により、山形県あかねヶ丘陸上競技場、山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定管理者の名称及び所在地  
公益財団法人山形市スポーツ協会  
山形市長苗代61番地
- 2 届出の内容

指 定 管 理 者 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
公益財団法人山形市体育協会	公益財団法人山形市スポーツ協会	令和 2. 4. 1

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第32号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	届 出 年 月 日
菊地くにひろ後援会	菊 地 邦 弘	菊 地 小 百 合	西村山郡大江町大字左沢894	令和 2. 4. 28

**山形県選挙管理委員会告示第33号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年6月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県 長井市西置賜郡第 二支部	五十嵐智洋	主たる事務所の所在地	長井市幸町5-30	長井市中道2-2-34 大栄ビル2階	令和 2. 3. 1
		会計責任者の氏名	五十嵐 啓 子	松 木 英 司	
自由民主党山形県 郵政政治連盟支部	荒木尚人	主たる事務所の所在地	寒河江市小沼町142-1	西置賜郡飯豊町大字椿 1868-1	同 4. 6
		代表者の氏名	荒 木 尚 人	船 山 俊 裕	
		会計責任者の氏名	布 施 義 章	竹 川 洋 一	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
遠藤ひろあき後援会	遠藤寛明	主たる事務所の所在地	上山市栄町2-6-1	上山市二日町9-11 2F	令和 元. 7. 25
ごとう誠一後援会	後藤誠一	会計責任者の氏名	伊 藤 憲 昭	田 中 美 鈴	同 2. 3. 1
まつい愛サポートプロジェクト	松井 愛	会計責任者の氏名	佐 藤 ル リ	元 木 さ と み	同 3. 23
片桐かつとし後援会	片桐勝寿	会計責任者の氏名	片 桐 京 子	片 桐 ヤ エ 子	同 3. 24
武田さとし後援会	武田 聡	主たる事務所の所在地	山形市本町二丁目1番 9号	山形市本町二丁目1番 6号	同 3. 25
小松伸也後援会	五十嵐久芳	主たる事務所の所在地	最上郡真室川町大字大 沢810-1	最上郡真室川町大字新 町200-23	同 4. 1
高橋淳後援会	齋藤博也	会計責任者の氏名	太 田 嘉 津 子	小 野 寺 邦 夫	同
新 政 ク ラ ブ	菅原一浩	代表者の氏名	菅 原 一 浩	小 野 寺 佳 克	同 4. 9
新庄市最上郡医師連盟	杵渕 篤	代表者の氏名	杵 渕 篤	三 條 典 男	同 6. 1

山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年6月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上山地域活性化連絡会	長 田 康 仁	令和元.12.31
ごとう誠一後援会	後 藤 誠 一	令和 2. 3. 8
佐々木賢一後援会	高 橋 文 勝	令和 2. 3. 8
ふるさと政経研究会	鈴 木 正 法	令和 2. 3.31
いとう俊美後援会	丹 野 浩 夫	令和 2. 3.31
皆川まきこ後援会	皆 川 真 紀 子	令和 2. 4.27
鈴木ひろし後援会	岸 三郎兵衛	令和 2. 4.27
洋志会	鈴 木 洋	令和 2. 4.27
嶋貫栄助後援会	後 藤 光 栄	令和 2. 6. 4

山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和2年6月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
遠 藤 寛 明	遠藤ひろあき後援会	主たる事務所の所在地	上山市栄町2-6-1	上山市二日町9-11 2F	令和元. 7.25
武 田 聡	武田さとし後援会	主たる事務所の所在地	山形市本町二丁目1番9号	山形市本町二丁目1番6号	同 2. 3.25

山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年6月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鈴 木 正 法	ふるさと政経研究会	令和 2. 3.31

鈴木 洋	洋志会	同	4.27
------	-----	---	------

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立中央病院院内ネットワークシステム更新整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年6月30日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2
- (2) 日時 令和2年8月12日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院院内ネットワークシステム更新整備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に、日本国内で500床以上の病床を有する病院における院内ネットワークシステムの構築又は更新整備業務を履行した実績を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 電話番号023(685)2711

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。（以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年8月4日（火）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課情報企画係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Hospital network system update maintenance work of Yamagata Prefectural Central Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 12, 2020

(3) Contact point for the notice: Business Strategy Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2711

発行年月日	県公報 番号	ページ	正 誤		
			行	誤	
令和元. 6. 28	号外第4号	21	10	1, 124, 827, 500	1, 115, 345, 940
同	同	同	同	8, 455, 675	△ 1, 025, 885
同	同	同	12	1, 134, 309, 060	1, 124, 827, 500
同	同	同	同	7, 152, 644	△ 2, 328, 916